

# 裁判に関するご報告

最終更新日 2021年5月19日 情報発信元 議会事務局

PAGE-ID:9407

## I 議場における発言取消命令の取消請求訴訟 II 公文書不開示決定処分取消請求訴訟

越前市議会が当事者として係争しておりました上記訴訟について、下記のとおりご報告いたします。

## I 議場における発言取消命令の取消請求訴訟 (平成29年8月17日～平成30年8月29日)

### 1. 訴訟の提起

---

甲議員(当時)は、越前市議会を相手取り、議長が平成28年12月20日付で命じた、平成28年第6回市議会定例会の一般質問における甲議員および市長の発言の一部を取り消すとの命令を取り消すことを求めて、平成29年8月17日付で福井地方裁判所に訴状を提出した。(第1事件)

また、甲議員および乙議員は連名で、越前市議会を相手取り、議長が平成29年6月28日付で命じた、平成29年第2回越前市議会定例会の一般質問における甲議員及び乙議員の発言の一部を取り消すとの命令を取り消すことを求めて、平成29年12月18日付で福井地方裁判所に訴状を提出した。(第2事件)

### 2. 事案の概要

---

(第1事件)

平成28年第6回市議会定例会における4日目(12月7日)の一般質問において、甲議員の発言に対して市長が当時の議長に申し出を行い、議長はその扱いについて議会運営

委員会で協議することとした。同日及び16日に開催された議会運営委員会での協議を  
ととして、本件について議長扱いとすることが決定した。同議会最終日(12月20日)に、  
議長は、越議第745号により甲議員および市長の発言部分を取り消すことを命じ、越前  
市議会会議規則第86条により、該当発言は会議録に掲載されないこととなった。

(第2事件)

平成29年第2回定例会における3日目(6月15日)の一般質問における甲議員の発言  
について、議会運営委員会に諮って精査するよう議事進行に関する動議がなされた。同  
日、乙議員も議事進行に関する発言を行い、当時の議長はこれらにつき、議会運営委員  
会に諮ることとした。議会運営委員会での協議を経て、議長は、甲議員の一般質問中の  
発言が不穏当であるとして、また乙議員の発言は議事進行に関する発言には該当しない  
として、両名に発言の取り消しを命じた。越前市議会会議規則第86条により、該当発言  
は会議録に掲載されないこととなった。

### 3. 訴訟の経過

---

平成29年10月25日 第1回口頭弁論期日 原告が訴状陳述および意見陳述を、被告  
が答弁書陳述を行う。

12月13日 第2回口頭弁論期日 原告が第1、第2準備書面の陳述を行う。

12月18日 平成29年(行ウ)第9号(第2事件)提訴 平成29年(行ウ)第3号  
(第1事件)と併合審理となる。

平成30年2月14日 第3回口頭弁論期日 原告が第2事件の訴状を、被告が第1事件  
の準備書面及び第2事件の答弁書を陳述。

4月18日 第4回口頭弁論期日 裁判官交代による弁論の更新を行う。ま  
た、原告が第3準備書面を陳述。同年4月26日に類似案件の最高裁判決が出るることか  
ら、結果如何で双方の主張に変更が生じることが見込まれるため、最高裁判断を待つ  
て進行協議を行うこととなる。

4月26日 従来の判例・学説どおり、議長の議員に対する発言の取消命令の  
適否は、議会における内部的な問題としてその自主的、自立的な解決に委ねられるべ  
きものであり、司法審査の対象とならない、との最高裁判決が出る。

5月16日 原告から和解の申し出がなされる。1か月程度をめどに和解条項  
の提示することで合意。

7月4日 原告から、和解の申し出を取り下げたい旨の申し出と、訴えの取下  
げ(※1)をしたい旨の申し出がなされる。

7月17日 議会運営委員会 訴えの取下げに係る同意の是非について、を  
議題とし、市民への説明のため裁判を継続しきちんと結論を出す、との判断から、会派  
未来を除いた全員の了承をもって、取下げに応じないことに合意した。同日付で福井

地裁に、既に7月11日付で提出されていた訴えの取下書に対し、異議書を提出し取下げを拒否した。

8月6日 請求の放棄書の提出 原告から、8月29日の進行協議期日において、請求の放棄(※2)をする旨の書面が提出される。

8月29日 進行協議期日 原告から、請求の放棄の申し出があり、これにより裁判長が、裁判が終了した旨の宣言を行った。

#### ※1・・・訴えの取下げ

判決が確定するまで、訴えの全部又は一部を取り下げることができる。

相手方の同意が必要であり、訴えが取り下げられると、訴訟は、訴えの取り下げがあった部分については、初めから訴えが提起されなかったものとみなされる。

#### ※2・・・請求の放棄

自らの請求に理由がないことを認めて、訴訟をとりやめる行為。

確定判決と同一の効力を有する(敗訴判決と同等の意義を持つ)。

## 4. 弁護士費用

---

35万8,560円×2件＝71万7,120円

※上記裁判については、議会だより第54号(平成30年11月発行)で報告しております。

議会だよりリンク

## Ⅱ 公文書不開示決定処分取消請求訴訟 (平成30年7月17日～令和2年6月30日)

### 1. 訴訟の提起

---

#### (第1事件)

市民A氏は、越前市議会を相手取り、議長が平成30年5月1日付で行った、A氏の公文書開示請求に対する不開示決定処分について、これを取り消すことを求めて、平成30年7月17日付で福井地方裁判所に訴状を提出した。

#### (第2事件)

市民B氏及び市民C氏は連名で、越前市議会を相手取り、議長が平成30年8月6日付で行った、B氏の公文書開示請求に対する不開示決定処分および、平成30年11月28日

付で行った、C氏の公文書開示請求に対する不開示決定処分について、これらを取り消すことを求めて、平成30年12月18日付で福井地方裁判所に訴状を提出した。

## 2. 事案の概要

---

(第1事件)

(1) 公文書開示請求

A氏は議長宛てに平成28年12月議会における議事録から削除された市長発言及び甲議員発言について、公文書開示請求を行った。これに対し議長は、平成30年5月1日付不開示決定をA氏に通知した。

(第2事件)

(1) 公文書開示請求

B氏及びC氏は連名で、平成28年12月議会における議事録から削除された市長発言及び甲議員発言部分の開示を求めて公文書開示請求を行った。これに対し議長は、代表者であるB氏に対し、平成30年8月6日付不開示決定を通知した。

(2) 公文書開示請求

C氏は単独で、平成28年12月議会における議事録から削除された市長発言及び甲議員発言部分の開示を求めて公文書開示請求を行った。これに対し議長は、平成30年11月28日付不開示決定をC氏に対し通知した。

## 3. 不開示決定処分の趣旨

---

市情報公開条例第10条第1号において、「法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、開示することができないと認められる情報」(以下「法令秘情報」という。)が記録されている公文書を「開示しないことができる公文書」として定めている。この法令秘情報とは、法令等の明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報に限られず、その他法令等の趣旨及び目的に照らして公開することができないとされている情報を含む。請求人らが公開を求めた「発言取消部分」とは、地方自治法第129条に基づき議長が取消しを命じた発言であり、市議会会議規則第86条により会議録に掲載しないこととされた部分となる。

同条が定める制度趣旨は、地方議会の会議録が公開されることを予定していることに鑑み、公開に供する配付用の会議録に秘密会や取り消された発言が掲載されれば、会議を秘密会とした趣旨や発言を取り消した趣旨を無視するものとなってしまうため、同発言を配付用会議録に掲載しないこととしたものである。この点、同条の規定は同規則第85条に定める公開に供する配付用の会議録に関する規定であり、会議の次第をありのままに記録する会議録原本に関する規定ではない。しかし、情報公開制度は誰もが利用

可能な制度であることから、また、いったん情報を開示すると、取得された情報が周囲に伝播することは避けられないことから、情報公開制度による会議録の削除部分の開示を認めることは、該当部分を一般に公開した場合と同様の結果を招き、同規則第86条の趣旨が形骸化するおそれがある。

上記のとおり、法令秘情報は、法令等の明文の規定を持って閲覧等が禁止されている情報に限られず、法令等の趣旨及び目的に照らして公開することができないとされている情報を含むことから、公開請求における「削除された部分」とは、市議会会議規則第86条の趣旨に照らして公開することができない法令秘情報に該当すると判断した。

これらの解釈、判断により、本件公文書開示請求については、不開示決定とすることとした。

## 4. 訴訟の経過

---

### (1) 福井地方裁判所

- i) 口頭弁論            5回
- ii) 判決期日           令和元年6月12日
- iii) 判決結果          各不開示処分を取り消す。(議会敗訴)
- iv) 判決要旨

越前市情報公開条例は、法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報が記録された公文書の開示をしないことができると規定するところ、越前市議会会議規則は、法令にも条例にも当たらない。会議規則が条例に含まれるあるいは、情報公開条例第10条第1号の規定が会議規則にも準用ないし類推されるということとはできない。

上の点を措いても、本件会議規則第86条は、配布用会議録に関する規定であり、会議録原本に関する規定ではないから、同86条の規定を理由として、情報公開条例第10条第1号に該当するということとはできない。

また、地方自治法第129条第1項に基づく議長の発言取消命令は、議場の秩序維持を目的とするところ、越前市議会定例会は公開され、ホームページには、本件各発言を含めてこれを録画した動画が掲載されたことが認められるのであって、本件係争部分が記録された情報を開示することにより、議場の秩序維持を図る発言取消命令の趣旨が損なわれることは考えられない。

v) 判決後            越前市議会は、上記判決を不服とし、令和元年6月24日付け、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴。

### (2) 金沢高等裁判所金沢支部

- i) 口頭弁論 1回
- ii) 判決期日 令和元年11月20日
- iii) 判決結果 控訴を棄却する。(議会敗訴)
- iv) 判決要旨 地裁判決のとおり
- v) 判決後 越前市議会は、右判決を不服とし、令和元年12月2日付け、最高裁判所に上告受理申立。

### (3) 最高裁判所

- i) 口頭弁論 なし
- ii) 決定期日 令和2年6月30日
- iii) 決定結果 上告受理申立の不受理決定(議会敗訴確定)

## 5. 訴訟終結後の対応

---

議会敗訴が確定し、不開示決定処分が取り消されたことから、A氏、B氏及びC氏に対し、請求されていた公文書の開示を令和2年7月14日付けで改めて行った。

## 6. 訴訟費用

---

- (1) 訴訟提起にかかる手数料 12万3,958円
  - ・(控訴提起時) 5万5,858円
  - ・(上告受理申立時) 6万8,100円
- (2) 旅費等実費 4万8,700円
- (3) 弁護士委託料 19万4,857円
- (合計) 36万7,515円

※上記裁判については、議会だより第61号(令和2年9月発行)で報告しております。  
議会だよりリンク

### 関連カテゴリ

---

0778-22-3426

メール

受付時間 月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分まで(祝日を除く)

[ホーム](#) > [越前市議会](#) > [市議会からのお知らせ](#) > [裁判に関するご報告](#)



**越前市**

ECHIZEN CITY

法人番号 4000020182095

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7( [地図・アクセス](#) )

代表電話 0778-22-3000

ファクス 0778-24-3307

お問い合わせ